

公社債種類別店頭売買高

<統計の目的>

広く一般の皆様にご理解いただく指標の一つとして、公社債の店頭売買の状況について債券の種類別に区分し、公表しています。

<用語の定義>

- ・「国債」とは、国が発行し、利子の支払及び元本の償還を行う債券です。本統計上は償還期限や利払い方法の違いにより、超長期国債、長期国債、中期国債、割引国債、国庫短期証券に区分して集計しています。
- ・「地方債」とは、地方公共団体が発行する公債で、その様々な歳出需要の一部を賄うために発行され、債務の履行が一会計年度を越えて行われる債券です。
- ・「政府保証債」とは、政府関係機関や特殊法人等が発行する債券のうち、政府が利子の支払及び元本の償還を保証している債券です。
- ・「財投機関債」とは、政府関係機関や特殊法人等が発行する債券のうち、政府が利子の支払及び元本の償還を保証していない債券です。
- ・「交通債」とは、帝都高速度交通営団（平成 16 年 4 月 1 日解散）が帝都高速度交通営団法（平成 16 年 3 月 31 日廃止）に基づき発行した交通債券です。本統計上は東京地下鉄株式会社が発行する社債券についてもこの区分に集計しています。
- ・「放送債」とは、日本放送協会（NHK）が放送法に基づき発行する債券です。
- ・「金融債」とは、特定の金融機関がそれぞれの根拠法に基づいて発行する債券です。長期信用銀行や外国為替銀行の合併などで当該銀行の事業を継承し、特例で発行を認められた銀行並びに農林中央金庫法、商工組合中央金庫法及び信用金庫法の対象となる系統金融機関に発行が認められています。
金融債には、定期的に利子が支払われる利付金融債と、利子の支払がない代わりに利子相当額を割引いて発行する割引金融債があります。
- ・「円貨建外国債」とは、外国政府、外国政府関連機関、外国法人等が、本邦において発行した本邦通貨建ての債券です。発行（払込）、利払い、償還すべてが円貨で行われます。
- ・「社債」とは、株式会社が資金調達などを目的に発行する債券です。本統計上は投資法人

(特定の資産に対する投資を行い、運用することを目的として設立された社団)が発行する投資法人債券もこの区分に集計しています。

- ・「公募電債」とは、日本電信電話(株)が発行する公募債券です。
- ・「電力債」とは、全国に10ある電力会社が発行する債券です。
- ・「特定社債」とは、「資産の流動化に関する法律」に基づき設立された特定目的会社が発行する債券です。特定目的会社が有する資産を裏付けとした資産担保証券として特定社債を発行します。
- ・「新株予約権付社債」とは、新株予約権(当該新株予約権を有するものが一定期間内に請求を行えば、当該発行会社の株式を予め定められた行使価格で、一定数量買い付けることができる権利)を付した社債。
- ・「非公募債」とは、上記の各債券のうち、債券発行時に一般投資家には勧誘を行わず、発行者が特定少数の人や機関に引き受けてもらう債券です。
- ・「現先(条件付売買)」とは、売買の目的たる債券等と同種、同量の債券等を将来の所定期日(所定の方法により決定される期日を含みます。)に所定の価額(所定の計算方法により算出される価額を含みます。)で買い戻すこと又は売り戻すことを内容とする特約付の債券等の売買です。

<作成方法>

協会員からの本店、支店、その他の営業所における、毎月第1営業日から最終営業日までの間に取り扱った既発債(国債の発行日前取引及び上場銘柄を含む。外貨建債券を除く。)の売買(店頭売買)の状況についての報告を基に、協会がこれを集計しています。
※特別会員については、登録金融機関業務に係る取扱いについてのみ報告を求めています。

<利用上の注意>

- ・店頭売買について集計しており、取引所市場内取引は集計対象外です。
- ・①利付金融債の新発債の発券銀行からの買取り(買い約定)、②国債、国庫短期証券(T-Bill)及び政府短期証券(FB)の公募入札による落札、③日本銀行等のオペレーション(売りオペレーション、買いオペレーション)による落札を含みます。

・有価証券引受け・売出し高及び募集・売出しの取扱高は集計対象となっていません。

<公表時期>

原則として毎月 15 日に、本協会ホームページにて公表いたします。

<お問い合わせ先>

市場企画部 市場統計室 (TEL : 03-3667-8483)

この解説資料は、本協会が提供している統計情報を一般の皆様が利用するに当たり、統計情報に用いられている用語等について理解を進めるための一助として分かりやすく説明したものであり、必ずしも法令・諸規則等における定義等に基づくものではありません。